

裁 決 書

審査請求人

大阪市西成区

同代理人

処 分 庁

大阪市西成区保健福祉センター所長

審査請求人が、平成19年9月25日付けで提起した生活保護法に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 処分庁が、平成19年7月26日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。
- 2 残余の請求については、これを棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成19年7月26日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件変更決定」という。）を取り消し、保護開始当初より障害者加算を支給することを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

請求人は、平成16年9月より生活保護が決定したが、その当時より請求人の■（以下「■」という。）が障害者であり、障害者加算を受けて当然であったが、今回よりの加算となった。

よって、本件決定処分を取り消して、当初より加算があったとして、保護費を支給してほしい。

また、なぜ当初より障害者として知っていたのに、加算してくれなかったのか。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

(1) 平成16年9月15日、請求人は、高齢で仕事なく年金収入のみであることを理由に保護開始申請を行い、処分庁は同日付けで、請求人（世帯主）と■の2人世帯として保護を開始したこと。

(2) 平成19年7月26日付けで、処分庁は請求人に対し、同年6月分から8月分の障害者加算の各26,850円を認定するため、本件変更決定をしたこと。

(3) 平成19年10月12日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書(以下「弁明書」という。)には、「平成16年9月15日生活保護開始時に身体障害者手帳(身体障害■種■級)のコピーを受けとっていたものの障害者加算がされていなかった。最低生活費の遡及変更は発見月及びその前月分までとされており、2か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」とされている。」との記載があること。

(4) 弁明書と同時に提出された関係書類のうち、請求人に係る保護開始申請書の写しには、■の健康状態の欄に「身障■級」との記載があり、また平成12年11月29日交付の身体障害者手帳(身体障害■種■級)の写しが添付されていたこと。

2 判 断

(1) 障害者加算については、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)別表第1第2章-4障害者加算として、身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級に該当する障害のある者について、大阪市ほか1級地においては、26,850円の加算額(月額)が定められている。

(2) また、障害者加算について、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知「以下「局長通知」という。)」第7の2の(2)エ障害者加算(ア)において、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと」と定められている。

- (3) 本件についてみると、前記第2の1の(3)の認定事実のとおり、処分庁は、生活保護開始時に身体障害者手帳のコピーをとっていたものの障害者加算がされていなかったことを発見したが、最低生活費の遡及変更は発見月及びその前月分までとされているとして、本件変更決定を行ったことが認められる。
- (4) 確かに、厚生労働省が示している「生活保護手帳（別冊問答集）」(問4.47)の答えには、「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は2か月程度(発見月及びその前月分まで)」とし、その理由として、「2か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」としているところである。
- (5) しかしながら、当該問答については、被保護者の届出や申請等が遅れたことに起因する場合の遡及支給を想定しているものであり、本件の場合のように、処分庁の明らかな事務処理の瑕疵により、障害者加算の認定漏れがあったものにまで、2か月を超えて遡及できない根拠を与えるものではない。また、処分庁は、厚生労働大臣に情報提供すること等により遡及支給することについて検討することも可能であるにもかかわらず、本件について、そのような検討がなされたとは認められない。
- (6) したがって、本件変更決定は、理由に妥当性がなく調査検討が不十分な瑕疵ある処分といわざるを得ず、取り消すのが妥当であると判断する。
- (7) なお、保護開始当初に遡って障害者加算を支給することを求める残余の請求については、本裁決に基づき行われる処分庁の決定の中で一体的に判断されるべきことであるため、これを棄却する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第2項及び第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成20年8月6日

審査庁 大阪府知事 橋下



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。